第4回川島町地域活動センター準備会 次第

令和7年2月12日(水)午後7時00分 川島町役場本庁舎2階 大会議室

	川島町役場本庁舎2階	大会議室
1 開 会		
2 あいさつ		
3 議 題 (1)第3回準備会以降の進捗状況について(·報告)	
(2) まちづくり協議会設置に向けた今後の取	り組みについて	

- (3) まちづくり協議会設立総会について
- 4 その他
- 5 閉 会

【参考資料】

- ・川島町地域活動センター設置及び管理条例
- ・川島町地域活動センター設置及び管理条例施行規則

川島町地域活動センター(仮称) 準備会 委員名簿

地区選出区分	東地区	西地区
地区公民館長	鈴木 克史 宇津木 康明 馬場 武男 安田 勝美	中村 克己 北林 肇
地区代表区長	神立 賢一	増田 一男
民生委員・児童委員	堤 修	江﨑 洋子
社会福祉協議会	山田 一志	小林 めぐみ
小中学校	山崎 清美	佐藤 香織
小中学校PTA	岡部恵	平井 智子
施設利用代表者	仁宮 一男	稲村 美代子
公募委員	鈴木 陽太 矢部 夏基	兼松 真帆 竹谷 美咲子 三坂 愛
その他町長が必要と 認めるもの	間中 龍史 林 博之 猪鼻 静	平岡 健 野口 正東 矢部 英男 片桐 聡美

※任期:令和7年3月31日まで

(1) 第3回準備会以降の進捗状況について(報告)

10月30日(水)開催の第3回準備会以降、12月議会での条例可決や地域説明会を開催してきましたが、決定した事項について以下のとおりとなります。

ア) 施設について

『地域活動センター』としては、「2つの拠点施設と2つの別館」を設置します。廃校施設は地域活動センターの位置付けはしませんが、施設としては引き続き使えるので、各地区に1施設はある状態となります。

旧名称	新名称
川島町コミュニティセンター	(東地区拠点施設)川島町地域活動センターイースト
ふれあいセンターフラットピア川島	(西地区拠点施設)川島町地域活動センターウェスト
伊草公民館(新館)	(西地区別館)ウェストきずな ※1
三保谷公民館	(東地区別館)イーストみらい ※1
中山公民館	旧中山公民館 ※2
伊草公民館 (旧館)	旧伊草公民館 ※2
八ツ保公民館	※令和7年度解体予定
旧出丸小学校	(変更なし)
旧小見野小学校	(変更なし)

- ※1 活動センターのサテライト施設として、第3回準備会で名称案を検討していただき、その 結果を基に役場若手職員の意見を参考に決定しました
- ※2 中山公民館・伊草公民館(旧館)については、令和7年4月1日以降の利用を中止する 予定でしたが、解体時期が決定するまでの間は利用できることとしました。

イ) 利用料について

第3回準備会で示した料金設定案から変更はありません。

センター別館は、令和7年度から新たに有料施設となりますが、地域活動センターやまちづくり協議会事業に協力してくれる団体については、全額減免とします。

旧中山公民館、旧伊草公民館は料金設定を設けないため無料で使えます。ただし、耐震基準を満たさないため、原則は他施設を利用してもらい、施設に空きがない等の理由がある場合は使用を認めます。

室名	部屋の	使用料
	大きさ	(1時間)
和室①	27畳	300円
和室②	18畳	200円
会議室①	約100㎡	300円
会議室②	約50 m²	200円
会議室③	約50 m²	200円
談話室	約50 m²	200円

【川島町地域活動センターイースト】 【川島町地域活動センターウェスト】

室名	部屋の	使用料
	大きさ	(1時間)
多目的ホール	約140㎡	500円
和室	30畳	300円
研修室	15畳	300円
調理室	約38 m²	200円

【ウェストきずな】

和室	48畳	300円
会議室①	約46 m²	200円
会議室②	約43 m²	200円

【イーストみらい】

和室①	2 4 畳	200円
和室②	10畳	100円
大会議室	約130㎡	300円
実習室	約30 m²	200円

ウ) まちづくり協議会関係役員について

役員体制は、第3回準備会での説明内容と変わりはありませんが、公民館長・主事会議、代表 区長会議で協議し、地域協力員については、『事業ごとに協力者を依頼』ではなく、『現在の公民 館委員と同様の協力体制』とすることとなりました。

~令和6年度	令和7年度 ※2		
	地域活動推進員	東西各1名(計2名)	
	まちづくり協議会会長	東西各1名(計2名)	
	まちづくり協議会 全体会委員		
	専門部会長(兼 全体会委員)		
公民館長 ※1	地域リーダー	現在の館長と同じ人数(計6名)	
公民館主事 ※1	地域サブリーダー	現在の主事と同じ人数(計6名)	
公民館委員 ※1	地域協力員	現在の公民館委員と同じ人数	

- ※1 地域リーダー・サブリーダー・地域協力員については、地区公民館長と各地区代表区長に 選出を依頼しています。
- ※2 令和7年度の役員体制であり、令和8年度以降は改めて役員体制を検討します。

エ) 予算について

まちづくり協議会の活動予算(予算額・会計処理等)については、公民館長・主事会議などで 検討しており、今年度と同等の予算を確保するよう進めています。

また、まちづくり協議会の役職員報酬について、以下のとおりお支払いします。

事業費補助

地区数に応じた均等割と、地区の人口数に応じた人口割の合計額が補助額となります 均等割 704,000 円×地区数

人口割 161 円×人口数(前年度の11月1日時点を基準)

イースト	均等割	704,000 円×4 地区=2,816,000 円	総補助予定額
	人口割	161 円×6, 556 人=1, 055, 516 円	3, 871, 516 円

ウェスト	均等割	704,000 円×2 地区=1,408,000 円	総補助予定額
リエスト	人口割	161 円×12, 170 人=1, 959, 370 円	3, 367, 370 円

役員報酬

以下の役職の方については、町から謝金を支払います。

ただし令和7年度中に、地区公民館で行っていた事業については開催しながら精査・見直しを 行ってもらい、各事業の効率化・スリム化を図る方向で検討していただきます。

そのため、令和8年度以降は地域リーダーなどの負担軽減が図られることが想定されるため、 この謝金額が令和7年度に限ったものとして、令和8年度以降は見直しを行います。

役職名	謝金(年額)
まちづくり協議会会長	188,000 円
まちづくり協議会 全体会委員	60,000円
専門部会長(兼 全体会委員)	60,000円
地域リーダー	188,000 円
地域サブリーダー	151,000円
地域協力員	30,000 円

※役職を兼ねる場合は、いずれか一方のみ支払います

(2) まちづくり協議会設置に向けた今後の取り組みについて

ア) 設立総会について

第3回準備会で説明したとおり、まちづくり協議会の活動は当面の間、東西が合同で会議を行う こととしていますが、設立総会については、東地区・西地区それぞれで開催をします。

地区公民館の解散総会を3月下旬に開催してもらい、まちづくり協議会の設立総会を4月初旬に 開催することとなります。

その後、地域活動推進員が町への補助金申請手続きを行います。

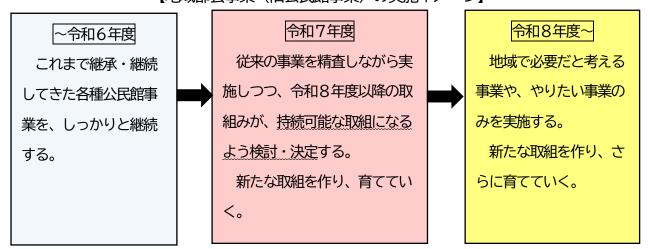
イ)地域部会の活動について

これまで実施してきた公民館事業は、来年度も引き続き実施することができます。

ただし、『現在の事業を、そのまま全て同じように継続する』のではなく、『現在の事業 を継続しながら、現在の事業の実施方法や運営体制などの課題を発見し、それをもって、 令和8年度以降は、役員体制や事業内容をどのようにしていくのが良いか?』『といった 視点で、実施事業の見直し・他地区との合同実施など、検討とともに実施します。

また、実施主体や内容・時期などは未定ですが、地域活動センター・まちづくり協議会が設置されたことを記念して、記念事業の実施も検討します。

【地域部会事業(旧公民館事業)の実施イメージ】



このほか地域部会には、地域に密着した活動をしていく中で地域の課題や困りごとを発見し、それを全体会議に報告することで、課題解消のきっかけ作りとなる役割も期待しています。

ウ) 広報部会の活動について

主な活動として、まちづくり協議会の活動を周知する広報紙を発行します。

イメージは以下のとおり(A 4 版カラー両面印刷)ですが、掲載内容やレイアウトは、広報部会において自由に決めてもらって結構です。取材や写真撮影、原稿作成は広報部会において行い、地域活動推進員が原稿の確認(校正)をします。

印刷はネット印刷業者に依頼し、完成したものは町広報誌の挟み込みにより、全戸配布すること を考えています。

その他、まちづくり協議会HPの作成と情報の更新や、X(旧 Twitter)や Instagram など情報発信ツールにより、まちづくり協議会のPR活動をお願いします。部会員が一定のルールに基づいて、各々が上記のSNSで発信してもらうことを想定しています。

【まちづくり協議会だよりイメージ】



※三重県鈴鹿市 庄野まちづくりだより90号

エ) その他部会の活動について

第3回準備会で、『どんな活動、どんなグループができたらよいか』をテーマにグループワークをしていただきました。アイデアの整理・集約をした結果、以下のとおりとなりましたので、これらを基に、3番目の新たな部会を作っていけるよう全体会議で協議していきます。

- ・高齢者、障がい者の交流や健康づくり(健康相談・健康体操など)
- ・子育て支援、子どもの居場所づくり
- ・地域が災、地域が犯、安心安全なまちづくり
- ・勉強スペースの確保、子どもの学習サポート
- ・図書の充実、読書会
- ・スポーツ大会、スポーツ活動の充実

新たな部会設立までの流れについては以下①~⑤のとおりとなる予定ですが、状況に応じて差し 戻しての検討なども考えられます。

① 地域課題などの発見・全体会議へ報告

 \downarrow

② まちづくり協議会長・地域活動推進員・生涯学習課で事前協議

- ・会議の日程等の決定
- ・役員以外の関係者や役場関係課職員の出席を検討・派遣依頼



③ 全体会議の開催

- ・課題解消に向けて何をしていく必要があるか協議する
- ・朝野部会を新たに立ち上げて検討していくべきかを協議し、必要だと決定した場合は、 まちづくり協議会長が設置を決定する



④ 専門部会会議の開催

- ・地域課題の詳細などを調査・情報収集し、具体的な解消方法や取り組みを検討
- ・朝門部会長がまちづくり協議会長に協議結果を報告し、承認が下りたら実行に移す



⑤ 取組結果や進捗状況などを全体会議に報告

・全体会議において、専門部会の取組結果を評価判断し、次の取り組みを検討する

(3) まちづくり協議会設立総会について

川島町まちづくり協議会イースト 設立総会 次第

実施案

日時:令和7年4月日 : ~

会場:川島町役場2階 大会議室

- 1 開会
- 2 設立発起人挨拶
- 3 【議案第1号】川島町まちづくり協議会イースト 規約の制定について
- 4 議事
 - 1)【議案第2号】役員の選任について
 - 2) 新役員挨拶
 - 3)【議案第3号】令和7年度事業計画(案)及び予算(案)について
- 5 来賓挨拶
- 6 その他
- 7 閉会

議案第1号 川島町まちづくり協議会イースト 規約の制定について

川島町まちづくり協議会イースト 規約(案)

(名称及び事務所)

第1条 本協議会は、川島町まちづくり協議会<mark>イースト</mark>(以下「協議会」という。)と称し、事 務所を川島町地域活動センター<mark>イースト</mark>内に置く。

(区域)

第2条 協議会の区域は、川島町区長設置規則(平成17年規則第6号)第2条に定める行政区のうち、三保谷地区、出丸地区、八ツ保地区及び小見野地区(以下「東地区」という。)とする。

(目的)

第3条 協議会は、東地区の住民相互の親睦交流と人材育成を図り、住民自ら地域課題の発見及び解消方法の調査研究を行い、もってより良い地域づくりを行うことを目的とする。

(活動)

- 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
 - (1) 東地区の現状や課題の把握、情報収集に関すること。
 - (2) 東地区の課題解消に向けた調査研究・協議・計画・企画立案に関すること。
 - (3) 協議会の活動や計画等の情報を発信するための広報活動に関すること。
 - (4) 地域住民相互の情報交換・交流・親睦等に関すること。
 - (5) 行政機関等との連携、協働に関すること。
 - (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名
- (3) 全体会委員 若干名 (4) 地域リーダー <mark>4名</mark>以内

- (5) 地域サブリーダー 4名以内 (6) 専門部会長 若干名
- (7) 監事 2名
- 2 前項第1号から第6号までの役員については、兼ねることができる。
- 3 協議会に、事務員を置くことができる。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 全体会委員は、第4条に規定する活動内容について協議、検討及び運営等を行う。
- 4 地域リーダーは、地域住民の代表として地域事業の企画立案及び運営を行う。
- 5 地域サブリーダーは、地域リーダーを補佐する。
- 6 専門部会長は、各専門部会の活動を統括し、事業の運営及び調整を行う。
- 7 監事は、協議会の会計を監査し、総会において監査報告をする。

(役員の任期)

- 第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(役員等の選任)

- 第8条 役員は、総会において選任する。
- 2 第5条第3項に規定する事務員は、地域活動推進員と称し、川島町が採用し配置する。

(顧問)

- 第9条 協議会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、総会の同意を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

- 第10条 協議会の会議は、総会、全体会議とする。
- 2 会議は原則公開とし、<mark>東地区</mark>の住民は傍聴することができる。ただし、会長が必要と認めた場合には、これを非公開とすることができる。

(総会)

- 第11条 総会は役員をもって組織し、毎年1回これを開催する。ただし、会長が必要と認める ときは、臨時に総会を開催することができる。
- 2 総会は会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、次の事項を審議し議決する。
 - (1) 事業報告及び収支決算報告に関すること。
 - (2) 事業計画案及び収支予算案に関すること。
 - (3) 役員の選仟及び解仟に関すること。
 - (4) 規約の改正に関すること。
 - (5) その他協議会の運営に必要となる事項。
- 4 総会は、役員の3分の2以上が出席しなければ開催することができない。
- 5 やむを得ない理由のため総会に出席できない役員は、他の役員を代理人として表決を委任で きる。この場合において、表決を委任した役員は総会に出席したものとみなす。
- 6 総会は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(全体会議)

- 第12条 全体会議は、会長が必要に応じて招集、開催する。
- 2 全体会議の議長は、会長が務める。
- 3 全体会議は、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 前条に規定する総会の開催に必要となる事項。
 - (2) 第4条に規定する目的の達成のために必要となる事項。
 - (3) 専門部会の設置及び運営に関すること。
 - (4) その他全体会議及び専門部会の活動等に必要となる事項。
- 4 全体会議は、監事を除く役員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 5 全体会議は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

6 会長は、全体会議の運営に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を求め、 又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(専門部会)

- 第13条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の会議は、専門部会長が必要に応じて招集、開催する。
- 3 会長は、必要に応じて、専門部会に地域協力員を置くことができる。
- 4 専門部会は、全体会委員、地域リーダー、地域サブリーダー、地域協力員ほか、専門部会長が必要と認めるものをもって構成する。
- 5 専門部会長は、専門部会の運営に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を 求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。
- 6 専門部会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

- 第15条 協議会の運営及び活動に要する経費は、町補助金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 町補助金については、町が指定する補助金の交付条件以外の使途に用いてはならない。

(情報公開)

- 第16条 会長は、協議会の適正かつ公正な運営に資するため、積極的な情報公開に努めなければならない。
- 2 会長は、文書等の閲覧請求があるときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。
- 3 協議会が活動に伴い知り得た個人に関する情報については、その保護と適正な利用に努める とともに、本人の同意があるとき又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める ときに限り公開できるものとする。

(規約の改廃)

第17条 この規約の改正及び廃止については、総会において出席役員の3分の2以上の同意を必要とする。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

(この規約の失効)

2 この規約は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

川島町町まちづくり協議会イースト 役員名簿(案)

任期:令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

会長	00 00			
副会長	00 00			
全体会委員	○○ ○○ ○○ ○○地区代表区長	〇〇 〇〇 民生委員·児童委員	〇〇 〇〇 社会福祉協議会	〇〇 〇〇 小中学校
IMAXX	〇〇 〇〇 小中学校PTA	〇〇 〇〇 公募委員	〇〇 〇〇 学識経験者	
地域リーダー (兼全体会委員)	〇〇 〇〇 三保谷地域部会長	〇〇 〇〇 出丸地域部会長	〇〇 〇〇 八ツ保地域部会長	〇〇 〇〇 小見野地域部会長
地域サブリーダー	00 00	00 00	00 00	00 00
専門部会長	〇〇 〇〇 三保谷地域部会長	〇〇 〇〇 出丸地域部会長	○○ ○○ 八ツ保地域部会長	〇〇 〇〇 小見野地域部会長
(兼全体会委員)	〇〇 〇〇 広報部会長			
監事	00 00	00 00		
地域活動推進員 (事務局)				

[※]地域協力員は、必要に応じて地域部会に置く

・集いの場の提供

		東地区·西地区会長						
			東地区·西地区副会長			監事		
			専門	部会				
ウェスト地	域部会長		イースト地	域部会長				
中山地域部会長	伊草地域部 会長	三保谷地域 部会長	出丸地域部 会長	八ツ保地域 部会長	小見野地域 部会長	広報部会長	○○部会長	
中山 地域サブリーダー	伊草 地域サ ブリーダー	三保谷 地域 サブリーダー	出丸 地域サ ブリーダー	八ツ保 地域 サブリーダー	小見野 地域 サブリーダー	広報部会員	○○部会員	
地域協力員 地域協力員 地域協力員 地域協力員		地域協力員 · · ·	地域協力員 · · ·	地域協力員 · · ·	· ·			
*	※各地区地域部会長は、各地区の地域リーダーを兼ねています							
全体会委員 ※各専門部会長も含む								
地域活動推進員 東西各1名								

地域活動センター 組織図イメージ 生涯学習課長 •統括 正規職員 地域活動センター担当者 •人材育成 会計年度任用職員 ・センター運営、協議会支援など 地域活動センターウェスト職 地域活動センターイースト職 地域活動推進員 ·施設管理業務 ·施設管理業務 ・まちづくり協議会業務 •利用者登録、予約受付等 •利用者登録、予約受付等 •相談業務 •相談業務

・集いの場の提供

令和7年度 まちづくり協議会 事業計画 (案)

_	ア州/平反 よりノい助議	X Z X	于木		(木)	
月日	事業名		会 :	場	内	容
総会·全体会						
	まちづくり協議会イースト・ウェスト総会				今和7年度車¥	学+市. 之符
	第1回まちづくり協議会全体会				令和7年度事業	₹前側・丁/昇
	第2回まちづくり協議会全体会					
	第3回まちづくり協議会全体会					
	第4回まちづくり協議会全体会				令和7年度事業 和8年度事業記	業報告・決算/令 十画・予算
広報部会						
	第1回広報部会会議				活動内容、広ジュール等につい	₹報紙発行スケ NT
	第2回広報部会会議					
	第3回広報部会会議					
	 広報紙創刊以降は、発行予定に合わせ					
	て取材、原稿作成、広報部会会議を開催					
地域部会						
	第1回地域部会会議・事業見直し検討会					
	議 第2回地域部会会議・事業見直し検討会	-				
	議					
	第3回地域部会会議·事業見直し検討会 議					
	• •					
	各地域部会で実施する事業ごとに事前会					
	議・事業実施・反省及び振り返りを行う					

[※]その他必要に応じて、広報紙作成のための取材や写真撮影・全体会委員や各部会委員による打合せ・会議等を 開催

議案第3号 令和7年度事業計画及び予算案について

令和7年度 川島町まちづくり協議会イースト 予算書(案)

歳入の部(単位:円)

I	頁		B	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
1	1 助成金			3, 871, 516	0	3, 871, 516	
		1	助成金 (三保谷)	990, 580	0	990, 580	町補助金
		2	助成金(出丸)	921, 028	0	921, 028	町補助金
		თ	助成金(八ツ保)	1, 000, 884	0	1, 000, 884	町補助金
		4	助成金(小見野)	959, 024	0	959, 024	町補助金
		5	その他助成金	0	0	0	
2	負担	金		30, 000	0	30, 000	
		1	事業負担金	30, 000	0	30, 000	事業参加者負担金
		2	その他負担金	0	0	0	
3	繰越	金		0	0	0	
		1	繰越金	0	0	0	前年度繰越金
4	雑収	八		484	0	484	
		1	雑収入	484	0	484	預金利子等
	歳入合計		3, 902, 000	0	3, 902, 000		

歳出の部(単位:円)

項			本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
1 運営	営費		418, 000	0	418, 000	
	1	会議費	30, 000	0	30, 000	総会・全体会会議等
	2	事務費	30, 000	0	30, 000	用紙・封筒・筆記用具等
	3	需用費	30, 000	0	30, 000	郵券料・振込手数料等
	4	消耗品費	30, 000	0	30, 000	
	5	旅費	10, 000	0	10, 000	
	6	役務費	288, 000	0	288, 000	公民館総合補償制度保険料
2 事第	業費		3, 354, 644	0	3, 354, 644	
	1	地域部会費(三保谷)	812, 276	0	812, 276	
	2	地域部会費(出丸)	755, 243	0	755, 243	
	3	地域部会費(八ツ保)	820, 725	0	820, 725	
	4	地域部会費(小見野)	786, 400	0	786, 400	
	5	広報部会費	100, 000	0	100, 000	
	6	部会育成費	50, 000	0	50, 000	
	7	全体会事業費	30, 000	0	30, 000	
3 研修	多費		80, 000	0	80, 000	
	1	研修費	50, 000	0	50, 000	
	2	講師等謝金	30, 000	0	30, 000	
4 予信			49, 356	0	49, 356	
	1	予備費	49, 356	0	49, 356	
		歳出合計	3, 902, 000	0	3, 902, 000	

歳入総額

3, 902, 000 円

歳出総額

3,902,000 円

差引残額

0 円

上記のとおり提案します。

令和7年4月1日

川島町まちづくり協議会イースト 会長 〇〇〇〇 歳入の部 (単位:円)

"4/4/							(1 • 1 • /
J	項		目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
1	助成	金		3, 367, 370	0	3, 367, 370	
		1	助成金(中山)	1, 725, 706	0	1, 725, 706	町補助金
		2	助成金(伊草)	1, 641, 664	0	1, 641, 664	
		3	その他助成金	0	0	0	
2	負担	金		30,000	0	30,000	
		1	事業負担金	30, 000	0	30, 000	事業参加者負担金
		2	その他負担金	0	0	0	
3	繰越	金		0	0	0	
		1	繰越金	0	0	0	前年度繰越金
4	雑収	八人		630	0	630	
		1	雑収入	630	0	630	預金利子等
			歳入合計	3, 398, 000	0	3, 398, 000	

歳出の部 (単位:円)

//J/V	I-11*					(— — • 1)
項		目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
1 運	営費		298, 000	0	298, 000	
	1	会議費	30, 000	0	30, 000	総会・全体会会議等
	2	事務費	30, 000	0	30, 000	用紙・封筒・筆記用具等
	3	需用費	30, 000	0	30, 000	郵券料・振込手数料等
	4	消耗品費	30, 000	0	30, 000	
	5	旅費	10, 000	0	10, 000	
	6	役務費	168, 000	0	168, 000	公民館総合補償制度保険料
2 事	業費		2, 941, 243	0	2, 941, 243	
	1	地域部会費(中山)	1, 415, 079	0	1, 415, 079	
	2	地域部会費 (伊草)	1, 346, 164	0	1, 346, 164	
	3	広報部会費	100, 000	0	100, 000	
	4	部会育成費	50, 000	0	50, 000	
	5	全体会事業費	30, 000	0	30, 000	
3 研	F修費		80,000	0	80, 000	
	1	研修費	50, 000	0	50, 000	
	2	講師等謝金	30, 000	0	30, 000	
4 子	備費		78, 757	0	78, 757	
	1	予備費	78, 757	0	78, 757	
		歳出合計	3, 398, 000	0	3, 398, 000	

歳入総額

3,398,000 円

歳出総額

3,398,000 円

差引残額

▲ 0 円

上記のとおり提案します。

令和7年4月1日

まちづくり協議会○○○○ 会長 ○○○○

(4) その他

フリースペースの設置について

過去のアンケート結果の中で要望が高かったフリースペースの設置は、地域活動センターイースト・ウェストの2施設に設置します(R7予算案が議決前のため未確定です) センター別館については無人施設のため、フリースペースの設置は難しい面もありますが、

センター別館については無人施設のため、フリースペースの設置は難しい面もありますが、 令和8年度以降に設置できるよう検討していきます。

【改修工事イメージ】

地域活動センターイースト

地域活動センターウェスト

